

空き建築物を除却した場合の跡地の利用制限について

老朽危険空き家除却支援事業補助金を利用し、空き建築物（倉庫など、住宅以外の建物）を除却した場合、跡地は「除却後５年間は公益的利用のために供すること」が条件となっています。そのため、除却後５年間は住宅や店舗を建てるなど、個人の利益となるようなことはできません。

＜跡地の公益的利用の例＞

- ・ 近隣住民のための無料駐車場
- ・ 地域住民のための憩いの場（ベンチなどを設置）
- ・ 狭隘道路の待避所（道路からの段差等がなく、車が進入できる状態であること）
- ・ 防災空地 など

跡地は雑草の繁茂や不法投棄がなされないよう、所有者等が適正に管理しなければなりません。

除却後は、地域住民等に広く使っていただけるよう、周知に努めてください（区の会合等で周知してもらう等）。

また、町ホームページでも跡地の所在地及び写真を掲載し、地域住民が利用できる旨を周知します。